

常滑市立南陵中学校いじめ防止基本方針（R7.4月）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

（２）南陵中学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

（３）南陵中学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の目指す生徒像である「ふるさと南陵を愛し 夢と志をもった生徒」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、PDCAサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

（１）いじめ・不登校対策委員会の設置（職員会議にて行う場合を含む）

- ＜実施回数＞ 年5回程度（学期に1回程度）
- ＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー
- ＜役割＞ ①学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価

- ②教職員の共通理解と研修
- ③生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 生徒指導部会の設置

- <実施回数> 週1回
- <構成員> 生徒指導主事、学年生徒指導担当、(特別支援教育コーディネーター)、
(養護教諭)
- <役 割> ①いじめ問題に関する情報交換
②いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 緊急対策会議の設置

- <実施回数> いじめ事案発生時
- <構成員> 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、発生学年教諭、養護教諭
事案による関係者(S C、S S W、市教委、警察、児相、
子育て支援課、社協等)
- <役 割> ①事案の指導体制と方針決定
②事実確認と情報の共有
(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の内容)
③関係生徒への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級・学年集団づくり
 - ・生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年集団づくりを進める。
- 分かる授業づくり
 - ・日々の授業を大切に、全ての生徒が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
 - ・生徒の活動の様子をよく観察し、努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために少経験者を中心に積極的な授業公開を行う。
 - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、生徒同士の人権意識の高揚を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
 - ・「南陵中だより」(学校通信)や学年通信・各種通信等、P T Aの各種会合や保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

○教職員の連携・資質向上

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりをもって「本人の訴え」を受け止め、積極的に認知しようとする姿勢を教職員全体で共有する。
- ・日頃から情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会に参加し、生徒理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。
- ・教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まさずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに、管理職や生徒指導主事に報告する。

(2) いじめの早期発見の取組

○いじめアンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的に行うためにいじめアンケートを年5回実施する。いじめアンケートの調査記録用紙（教育相談の事前アンケートも含む）は原則3年間保存する。

（5月・6月・9月・11月・1月）

○教育相談の充実

- ・教師が生徒との会話や若あゆ日記等で生徒との交流を保ちながら、保健室や相談室等、学級や学年の外にも気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年3回設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。

（6月・11月・2月）

- ・校内で相談できる窓口として、スクールカウンセラー（週1、6時間）を生徒・保護者に紹介する。

○チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

○外部相談窓口の紹介

- ・生徒手帳に外部相談機関を掲載し、学校や親に相談できない場合への相談窓口を紹介する。

○相談できる人間関係づくり

- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・日頃より生徒とふれあう時間を大切にするとともに、対話や若あゆ日記等により生徒が示す変化を敏感に捉えられるようにする。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップの下、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○市教育委員会との連携

- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○組織的な対応および関係機関との連携

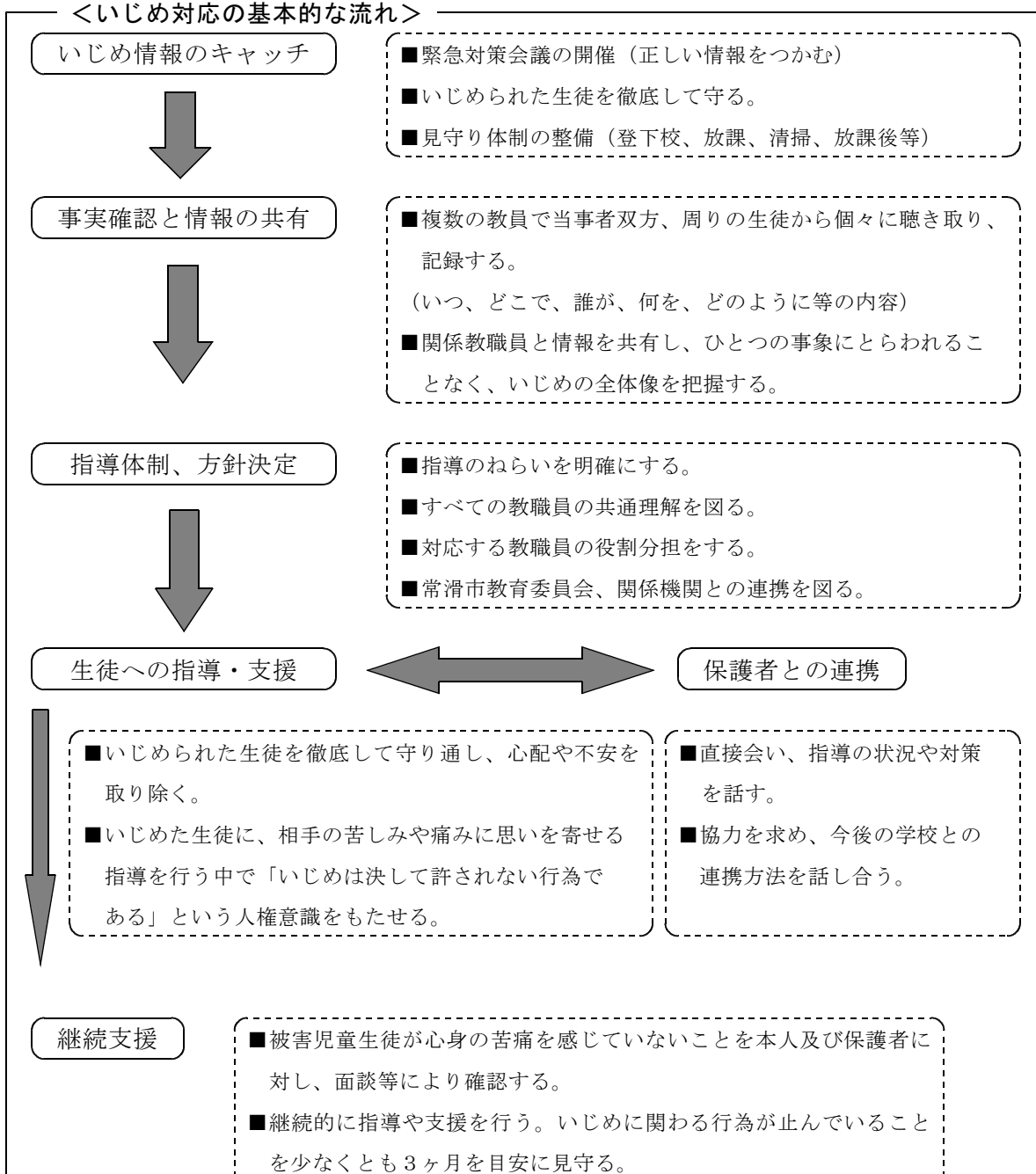
- ・全教職員の速やかな情報共有、及び、アンケート調査や個人面談の結果について学年を中心とした検証を行う。

保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市教委、警察署、児童・障害者相談センター、子育て支援課、社会福祉協議会等の関係機関との連携の下で対処方法を検討する。

○生徒への指導・支援

- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

＜いじめ対応の基本的な流れ＞



- スクールカウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

○ 保護者への啓発・連携

- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「南陵中だより」(学校通信)や学年通信、各種通信等、PTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○ 情報モラル教育の実施

- ・ ネットモラルに関わる学活や道徳の授業、専門家を招いての情報モラル教室、学校保健委員会での取り上げ等を通して、生徒への情報モラル教育を行う。

○ 関係諸機関との連携

- ・ 学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間30日が目安
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態調査の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(3) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。
- ② 常滑市教育委員会は対象事案に応じて重大事態調査を市教育委員会が主体となつて行うか学校が主体となつて行うかを判断し、調査組織を設置する。
- ③ 対象児童生徒・保護者への説明を行う。
- ④ 関係児童生徒・保護者への説明を行う。
- ⑤ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑥ 調査結果報告書を提出し、報告する。
 - 調査組織が学校中心の場合、調査結果報告書を作成して市教育委員会へ報告する。
※市教育委員会は市長へ報告する。
 - ※調査組織が市教育委員会中心の場合、市教職委員会が調査結果報告書を作成し、市長へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。
 - 上記の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは再調査を行う。再調査にあたっては、「常滑市いじめ問題調査委員会」が行い、対象児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。関係児童生徒及びその保護者にも適時・適切な方法で説明をする。

(4) いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- 法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、学校のいじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に保護者等にあらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について周知を図る。

(5) 対象児童生徒・保護者への事前説明

- 重大事態に当たると判断した後、速やかに以下の項目を説明・確認する。
 - ・重大事態の別・根拠
 - ・調査の目的
 - ・調査組織の構成に関する意向の確認
 - ・調査事項の確認
 - ・調査方法や調査対象者についての確認

- ・関係諸機関との連携
- ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
- 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする。
 - ・調査の根拠・目的
 - ・調査組織の構成
 - ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - ・調査事項・調査対象
 - ・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
 - ・調査結果の提供
 - ・調査終了後の対応
- 対象児童生徒・保護者が調査や事案の公表を望まない場合
 - ・望まない場合にも、法に基づき調査を行う。
 - ・対象児童生徒・保護者の意向を確認し、調査方法や進め方を工夫したり、外部への公表を行わなかったりするなど、柔軟に対応できることを説明する。

（６）関係児童生徒・保護者への事前説明

- （５）の「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で以下の説明をする」について対象児童生徒・保護者と同様に説明を行い、調査に関する意見があれば、聴き取り調査をする。
- 調査結果をとりまとめた調査報告書を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明することを聴き取り調査実施前に説明する。
- 関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の争訟への対応を直接の目的とするのではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明する。

（７）調査結果の提供及び報告

- 対象児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった詳細な事実関係と、検討した実効的な再発防止策について、対象児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
- 関係児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった詳細な事実関係と、検討した実効的な再発防止策について、関係児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

○ 調査結果の報告

調査主体は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改定版）」に基づき、調査報告書を作成し、市教育委員会へ提出・報告する（市教育委員会は、市長に報告する）。

なお、上記「対象児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供」の説明の結果を踏まえて、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、対象児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて市長に提出する。

○ 再発防止策の実施

学校及び市教育委員会は、調査報告書において提言された再発防止策について真摯に受け止め、再発防止策の確実な実施に取り組む。

5 学校の取組に対する検証・見直し

○ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実情に即して適切に機能する取組となるよう努める。

○ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

○ 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に学校のホームページに掲載する。

○ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。